府立精神医療センターのＰＦＩ事業の契約内容の見直し協議に向けた取組と効果検証　　　　　　　　　　　　　　対象受検機関：地方独立行政法人大阪府立病院機構

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 監査の結果 |
| １　大阪府立精神医療センター再編整備事業の概要  大阪府立精神医療センター（以下「精神医療センター」という。）は、施設の老朽化等を理由に再編整備事業を実施し、平成25年度に新病院を開院した。当該整備手法は、財政負担の縮減等を目的とし、ＰＦＩ手法を採用した。  （ア）ＰＦＩ事業の概要  ・ 事業方式：ＢＴＯ   * 総事業費：20,311百万円 * 事業期間：平成22年２月19日～平成40年３月31日   （維持管理業務期間：平成25年３月16日～平成40年３月31日）  ・　事業者：大阪ハートケアパートナーズ株式会社（下記事業を行う７社で構成）   * 延床面積：病院施設 約29,578 平方メートル * 施設概要   精神医療センター  支援学校分教室  駐車場、運動場等   * 事業内容   　　 施設整備関連業務  設計、建築、解体撤去、移転引越　等  　　 維持管理・医療サービス等業務  施設の保守、大規模修繕、警備、食事提供、洗濯、医事　等  （イ）ＰＦＩ手法の選定時においては、従来手法（ＰＳＣ）とＰＦＩの財政負担の比較を行い、効果（ＶＦＭ）を11.4％と評価している。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 手法 | 事業費 | ＰＦＩ  対ＰＳＣ比率 | ＶＦＭ | | ＰＳＣ | 21,509百万円 | ― | ― | | ＰＦＩ ＬＣＣ | 19,066百万円 | 88.6％ | 11.4％ |   ２　ＰＦＩ事業契約における契約内容の見直し条項  　　ＰＦＩ事業契約書には維持管理・医療サービス等業務に係る契約内容の変更に関して以下の条項が定められている。  ・　直近の改定時の対価及び類似業務の内容の業務の委託費の実勢価格の推移、対価算定の根拠となる患者数や実需要数等その他諸般の事情を勘案して３事業年度に１度見直しのための協議を行う。（第69条）  ・　法令の変更、不可抗力、本件病院の事業規模の変更又は技術革新等により要求水準や業務範囲の変更を求めることができる（第77条）。  ３　ＰＦＩ事業に係る効果検証について  （ア）業務面での効果検証  ・　各ＰＦＩ事業者から、日報が提出され、施設担当者は日々の業務内容、作業時間等の確認を行っている。  ・　精神医療センターは、「大阪府立精神医療センター再編整備事業セルフモニタリング実施要領」を作成し、月次で各ＰＦＩ事業者がセルフモニタリングを実施するとともに、セルフモニタリングの実施状況を精神医療センターの施設担当者が書類の確認の他必要に応じてＳＰＣ担当者へのヒアリング、現場確認等に基づきモニタリングを行い、サービス水準が妥当かを確認している。  （イ）財務面での効果検証  　　財務面での効果検証の方法について法令やガイドライン等で定められたものはないが、精神医療センターは以下のとおりＶＦＭを算定し、効果の確認を行っている。   * ＰＦＩ事業選定時におけるＶＦＭと現状との比較  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 手法 | 事業費 | ＰＦＩの  対ＰＳＣ比率 | ＶＦＭ | | ＰＳＣ | 21,509百万円 | ― | ― | | ＰＦＩ ＬＣＣ | 19,066百万円 | 88.6％ | 11.4％ | | 実績（見込）額 | 16,403百万円 | 76.3％ | 23.7％ |   ・ 事業選定時において、2.5％と想定していた起債利率が実際には0.8％となったことにより、想定以上に実績見込額が減少している。  （ウ）事業者の財務状況の把握  精神医療センターは、ＳＰＣから事業開始から終了までの20年間の資金収支計画及び監査済みの財務諸表を入手している。 | １　３事業年度に１度、維持管理・医療サービス等業務に係る契約内容の見直し協議の時期となっているが、精神医療センターでは、類似業務における委託費についての実勢価格の推移、対価算定の根拠となる患者数や実需要数等、現在の対価と比較するためのデータについて把握できていない。  ２　財務面での効果検証について、精神医療センターでは、平成25年度末時点でＶＦＭを算定したが、ＰＳＣの計算において、ＰＦＩ事業選定時と比べ実勢の変化は考慮されていない。  ３　精神医療センターでは、ＳＰＣの決算書及び資金収支計画を入手しているものの、財務状況の把握、資金収支計画の実績との比較は実施していない。  【ＰＦＩに係る用語集】   * ＢＴＯ（Ｂｕｉｌｄ Ｔｒａｎｓｆｅｒ Ｏｐｅｒａｔｉｏｎ）   事業者が施設を建設した後、施設の所有権を公共に移管したうえで、ＰＦＩ事業者がその施設の維持管理、運営を行う方式。   * ＬＣＣ（Ｌｉｆｅ Ｃｙｃｌｅ Ｃｏｓｔ）   プロジェクトにおいて、計画から、施設の設計、建設、維持管理、運営、修繕、事業終了までの事業全体にわたり必要なコストのこと。   * ＰＳＣ（Ｐｕｂｌｉｃ Ｓｅｃｔｏｒ Ｃｏｍｐａｒａｔｏｒ）   公共が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値をいう。  提案されたＰＦＩ事業が従来型の公共事業に比べ、ＶＦＭが得られるかの評価を行う際に使用される。   * ＳＰＣ（Ｓｐｅｃｉａｌ Ｐｕｒｐｏｓｅ Ｃｏｍｐａｎｙ）   ある特別の事業を行うために設立された事業会社のこと。  ＰＦＩでは、公募提案する共同企業体（コンソーシアム）が、新会社を設立して、建設・運営・管理にあたることが多い。   * ＶＦＭ（Ｖａｌｕｅ ｆｏｒ Ｍｏｎｅｙ）   ＰＦＩ事業における最も重要な概念の一つで、支払（Ｍｏｎｅｙ）に対して最も価値の高いサービス（Ｖａｌｕｅ）を供給するという考え方のこと。  ＶＦＭの評価は、ＰＳＣとＰＦＩ事業のＬＣＣとの比較により行う。この場合、 ＰＦＩ事業のＬＣＣ がＰＳＣを下回ればＰＦＩ事業の側にＶＦＭがあり、上回ればＶＦＭがないということになる。 | 【改善を求めるもの（意見）】  　平成25年度から維持管理業務が始まっているが、３事業年度に１度行われる契約内容の変更に関する協議を見据え、必要なデータの収集を行ったうえで、現在のサービス対価の妥当性について検証を実施されたい。  　　事前の効果検証に基づいて約200億円の府費を投じた事業であるため、実績としてＰＦＩ事業の効果があることを検証することが必要である。  今後、上記契約内容見直しの協議を契機に、その時点の実勢を反映したＶＦＭの再計算など、適宜効果検証を行い、その結果を公表されたい。  　また、公共サービスの要求水準の確保や事業継続性を担保するため、ＳＰＣが安定的及び継続的に公共サービスの提供が可能な財務状況にあることを適時確認されたい。    【モニタリングに係るガイドライン（一部抜粋）】内閣府  五　財務状況の把握  管理者等は、公共サービスの要求水準の確保や事業継続性を担保するため、選定事業者が安定的及び継続的に公共サービスの提供が可能な財務状況にあることを確認する必要がある。  具体的には、定期的に選定事業者から提出される監査済みの財務諸表について、選定事業の健全な運営を阻害するおそれのある事象あるいは原因がないか確認する。  六　その他  ２　モニタリング（監視）等の結果の公表  　　そもそも、PFI事業は、基本方針においても「特定事業の発案から事業の終結に至る全過程を通じて透明性が確保されなければならない（透明性の原則）」とされ、管理者等は、当該選定事業の実施に係る透明性を確保するため、PFI事業契約等に定めるモニタリング等の結果について、住民等に対し公表することが必要である。 |

|  |
| --- |
| 措置の内容 |
| サービス対価の妥当性については、府立病院機構の精神医療センター以外の４病院との比較検証を実施するとともに、物価変動に伴う対価改定の確認を行い、平成27年度から減額改定を実施している。  ＰＦＩ事業の効果検証については、平成26年度に実勢を考慮したＶＦＭの再検証において、計画を上回るＶＦＭを確認し、その結果をホームページに公表するとともに、モニタリングの結果についても、毎月、ホームページに公表している。  ＳＰＣの財務状況については、損益計算書等の財務諸表の検証を行った結果、各損益や各財務指標は健全な数値であり、安定した経営状態であることを確認した。今後とも実勢価格を考慮した財務諸表の検証を実施していく。 |